

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

令和5年中に納付された国民年金保険料は全額、所得税や市町村民税などの社会保険料控除の対象になります。

令和5年中の納付金額(納付見込み額を含む)を証明するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から対象者に発送されますが、納付の時期によって発送時期が異なります(下表)。

年末調整や確定申告の時には、この控除証明書が領収書を必ず添付してください。

納付の時期	送付方法	発送時期
1月1日から10月2日の間に国民年金保険料を納付した人	郵送	10月下旬から11月上旬にかけて順次
上記のうち「ねんきんネット」で事前に電子送付を希望をした人	電子送付	10月中旬から下旬にかけて順次

- ・紛失などによる再発行は、**役場ではなく熊本東年金事務所で行います。**
- ・家族(配偶者や子ども)が負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料についても控除を受けることができます。

☎ 年金加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
熊本東年金事務所 国民年金課
☎ 367-8144

納付の時期	送付方法	発送時期
10月3日から12月31日の間に国民年金保険料を納付した人	郵送	令和6年2月上旬
上記のうち「ねんきんネット」で事前に電子送付を希望をした人	電子送付	令和6年1月下旬

益城町町民表彰などの推薦を受け付けます

町では、町の振興や町民の福祉向上に寄与、または町民の模範となるような行為をしたと認められる個人や団体を表彰しており、町民の皆さんや町内の各種団体から対象となりうる人の推薦を受け付けます。

☎ 総務課 町長公室 ☎ 286-3111

推薦について

推薦方法

「推薦書」を、関係する課または総務課に提出(持参か郵送)。推薦書や募集要項は、総務課 町長公室窓口と町ホームページで入手できます。

受付期限 12月14日(木)必着

提出先 〒861-2295 益城町宮園702
益城町役場 総務課 町長公室

表彰の種類と対象者

基準日 令和5年4月1日

町民表彰

- ・地域の振興、町民生活の向上に寄与し、その功績が顕著な人
- ・ボランティア、環境保全、環境美化などの町民活動で、その功績が顕著な人
- ・芸術、文化、スポーツなどの振興で、その貢献が顕著な人

善行表彰

- ・町民の模範となる行為をしたと認められる人
- ・公益のために私財の寄附をした人(特定の名入りの物品/宅地開発に伴うもの/道路・水路/児童・生徒の卒業記念/基準日から1年以上経過したもの/熊本地震に伴うものは除く)

特別表彰

- ・教育、芸術、文化、芸能、スポーツなどの分野でその功績が著しい人

